

14. 北里大学理学部における試験及び成績評価に関する細則

北里大学理学部における試験及び成績評価に関する細則

(総則)

第1条 北里大学理学部における試験及び成績評価に関する規程（以下「規程」という。）に基づき、次のとおり細則を定める。

(試験の区分及び実施時期)

第2条 規程第3条に規定する試験は、原則として次の区分により実施する。

試験区分	実施時期	
前期本試験	7月下旬	最終授業内又は理学部層に定める試験期間で実施
後期本試験	12月下旬及び1月上旬	
前期追・再試験	8月下旬	理学部層に定める試験期間で実施
後期追・再試験	2月上旬	

(受験資格)

第3条 規程第5条及び第6条に規定する本試験、追試験及び再試験の受験資格については、次のとおりとする。

- (1) 本試験は、次の要件を満たしていることとする。
 - ア 履修登録科目であること。
 - イ 原則として実授業時間数の3分の2以上出席していること。
 - ウ 受験不許可の通達を受けていないこと。
- (2) 追試験及び再試験の受験資格は、前号に規定することのほか、規程第6条第2項及び第3項に該当する者とする。

(追試験受験の正当な事由)

第4条 規程第6条第2項に規定する正当と認められる事由とは、原則として次の各号に掲げる事項とし、定められた書類を必ず添付しなければならない。

- (1) 自己の病気又は怪我（医師の診断書）
 - (2) 電車、バス等の公共交通機関の事故等による20分を超える遅延（遅延証明書）
 - (3) 三親等内の親族の死亡の場合（死亡が確認できる書類等）
- 2 前項各号に該当しない者は、正当な事由があると認められず、再試験受験の対象者とする。

(追試験受験許可)

第5条 追試験の受験を願い出る者は、本試験期間終了後3日以内に、試験欠席届【追試験願】及び前条第1項に規定する書類を添え、チューターの承認を得た後に理学部事務室（以下「事務室」という。）に提出しなければならない。

なお、この期間内に願い出ない者の試験欠席届【追試験願】は、原則として受理しない。

- 2 前項における書類を提出した者の追試験の受験許可は、理学部長の決裁を経た後、掲示をもって告示する。

(申込手続)

第6条 追試験受験許可者及び再試験受験対象者は、指定期間内に所定用紙に記入及び受験料分の証紙を購入の上、事務室にて当該試験の申込手続をしなければならない。

- 2 前項に規定する指定期間は、事務室にて設定し、掲示により事前周知する。
なお、この期間内に手続をしない者の追試験及び再試験の受験は原則として許可しない。
- 3 第1項に規定する受験料は、1科目2,000円とする。
なお、受験しなかった科目の受験料は返金しない。

(再受験)

第7条 規程第8条に規定する再受験の実施は、次のとおりとする。

- (1) 受験許可及び申込手続については、本細則第5条及び第6条の定めるところに準ずる。
 - (2) 受験料については、徴収しない。
 - (3) 評価については、規程第4条第2項を適用する。
 - (4) 再受験の実施日、実施方法等については、単位認定者の判断によるものとし、前期科目については9月末日までに、後期科目については追・再試験期間終了後1週間以内に実施しなければならない。
- 2 再受験は、前項第4号に規定する期間内に、予め日時を定めて1科目につき1回のみ実施する。ただし、所定の試験日に受験しなかった場合は、当該科目の評価を不可とする。

(受験者の遵守事項)

第8条 理学部で実施する規程第3条に定める試験の受験者は、次の事項を遵守しなければならない。

なお、受験者は次の事項に限らず、監督者の指示に従わなければならない。

- (1) 定刻前に定められた試験室に入場すること。
- (2) 所定の席順（原則として学籍番号順）に着席すること。
- (3) 所持品は、監督者が指示する場所に置くこと。
- (4) 学生証は、机上の見やすいところに置くこと。
なお、学生証を忘れた者は本細則第9条に基づき、受験許可証交付の手続を済ませること。
- (5) 答案用紙に学年、学科、学籍番号、氏名等必要事項を必ず記入すること。
- (6) 試験出欠表に必要事項を記入すること。
- (7) 教科書、参考書、ノート等の持込物の使用は監督者の指示に従うこと。
- (8) 答案作成のために特に認められたもの以外の機器及び文具類は机上に置かないこと。
- (9) 携帯電話は電源を切りカバン等の中にしまうこと。
- (10) 私語、不正行為及び同行為の疑いを受けるような行為をしないこと。
なお、同行為を発見した場合には、本細則第10条に基づき処分する。
- (11) 試験開始後20分以降の入室及び20分以内の退室は認めない。

(受験許可証)

第9条 学生証を忘れた者及び紛失による再発行手続中の者の取扱いは次のとおりとする。

- 2 学生証を忘れた者には、理学部事務室にて白色の受験許可証を交付する。
なお、手続に係る発行手数料は、500円とし、当該試験日限り有効とする。
- 3 学生証再発行手続中の者には、理学部事務室にてピンク色の受験許可証を交付する。
なお、手続に係る発行手数料は、無料とし、当該試験期間有効とする。
- 4 第2項、第3項に規定する受験許可証には、学籍登録票の写しを添付しなければならない。
なお、学籍登録票の写しは、手続の際に事務室にて作成する。
- 5 第2項、第3項に規定する受験許可証及び学籍登録票の写しは、当該試験日及び試験期間終了後に事務室に返却しなければならない。

(不正行為)

第10条 不正行為をした者は、本細則第2条に規定する当該試験区分の受験を停止するとともに、当該試験区分におけるすべての試験の評価を不可とする。

なお、当該学生の処分については、事情聴取を行った上で、教授会の議を経て決定する。

(試験実施に係る委員会)

第11条 すべての試験実施に係る試験業務については、主務委員会となる教育委員会がこれを司り、教育委員長はそれを総括する。

- 2 試験中における受験生の不正行為等発生時の事情聴取等については、学生指導委員会がこれを司り、学生指導委員長はそれを総括する。

(可否の発表)

第12条 各授業科目の可否の発表は、合格者の学籍番号を随時掲示する。

ただし、追試験及び再試験受験に基づく合否に限り、当該試験期間最終日の最終時限開始時刻以降から随時掲示する。

なお、再受験に基づく合否については、再受験終了後随時掲示する。

(成績通知)

第13条 成績の通知については、次のとおりとする。

- 2 前期については、前期本試験及び通年科目の前期分の試験結果に基づく評価を含む、累積の成績通知書を、追再試験実施前に原則として全学生の保証人宛に発送する。
- 3 後期については、後期追再試験終了をもって最終の評価とし、原則として全学生の保証人宛に累積の成績通知書を発送する。
- 4 本人への成績の配付方法及び時期については次による。
 - (1) 前期の成績は、後期開始後掲示により配付時期を明示し、チューターより配付する。
 - (2) 後期の成績は、翌年度開始後掲示により配付時期を明示し、チューターより配付する。

(本細則の改廃)

第14条 この細則の改廃は、教育委員会及び運営委員会の議を経て教授会において決定する。